

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程等を廃止する規程を次のように公表する。

令和7年3月31日

生駒市水道事業代表者

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程等を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第4号）
- (2) 生駒市水道事業公告式規程（平成元年12月生駒市水道事業管理規程第6号）
- (3) 生駒市水道事業事務分掌規程（昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号）
- (4) 生駒市水道事業事務決裁規程（平成28年4月生駒市水道事業管理規程第7号）
- (5) 生駒市水道技術管理者規程（平成16年3月生駒市水道事業管理規程第1号）
- (6) 生駒市水道事業行政文書取扱規程（令和4年3月生駒市水道事業管理規程第3号）
- (7) 生駒市水道事業公印規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第2号）
- (8) 生駒市水道事業管理者の所管に係る生駒市情報公開条例施行規程（平成

24年3月生駒市水道事業管理規程第2号)

- (9) 生駒市水道事業管理者の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律
施行条例施行規程（令和5年3月生駒市水道事業管理規程第1号）
- (10) 生駒市企業職員の職の設置に関する規程（平成元年4月生駒市水道事業
管理規程第2号）
- (11) 生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7
号）
- (12) 生駒市水道局職員就業規程に規定する休日の特例に関する規程（平成元
年2月生駒市水道事業管理規程第1号）
- (13) 生駒市企業職員安全衛生委員会規程（平成4年4月生駒市水道事業管理
規程第1号）
- (14) 生駒市企業職員当直規程（昭和46年11月生駒市水道事業管理規程第
7号）
- (15) 生駒市企業職員被服貸与規程（平成元年4月生駒市水道事業管理規程第
3号）
- (16) 生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管
理規程第8号）
- (17) 生駒市水道事業契約に関する規程（昭和48年9月生駒市水道事業管理
規程第3号）
- (18) 生駒市水道事業行政財産使用料規程（平成30年6月生駒市水道事業管
理規程第4号）
- (19) 生駒市水道事業会計規程（平成27年4月生駒市水道事業管理規程第5
号）
- (20) 生駒市水道事業現金取扱員服務規程（昭和48年9月生駒市水道事業管
理規程第4号）

- (21) 生駒市水道事業給水条例施行規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第9号）
- (22) 生駒市水道料金徴収事務等委託規程（平成28年4月生駒市水道事業管理規程第2号）
- (23) 生駒市水道事業使用材料規程（平成10年3月生駒市水道事業管理規程第7号）
- (24) 生駒市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月生駒市水道事業管理規程第2号）
- (25) 生駒市水道施設工事負担金規程（平成4年4月生駒市水道事業管理規程第3号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
（生駒市水道事業会計規程の廃止に伴う経過措置）
- 2 この規程の施行の日前に第19号の規定による廃止前の生駒市水道事業会計規程第18条の規定により発行された納入通知書については、令和7年6月30日までの間に限り、なおその効力を有する。
- 3 第19号の規定による廃止前の生駒市水道事業会計規程第9章及び第99条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「市長」とする。
（生駒市水道施設工事負担金規程の廃止に伴う経過措置）
- 4 この規程の施行の日前に第25号の規定による廃止前の生駒市水道施設工事負担金規程の規定により受理した工事の申請に係る工事負担金については、なお従前の例による。